

第5部 災害廃棄物処理計画

第1章 計画策定の趣旨

近年、自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生している状況であり、本市においても南海トラフ巨大地震、上町断層帯地震等が発生した場合の影響が予測されています。

このような大規模地震等による災害廃棄物は、種々の廃棄物が混合した処理しづらい性状のものが一時に大量に発生すること、人の健康又は生活環境に係る被害を生じおそれのある重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあること、仮置場における火災発生のおそれ大きいこと等とともに、感染症発生等の二次被害をもたらす可能性があります。また、交通の途絶等に伴い一般廃棄物についても平常時の収集・処理を行うことが困難となることも考えられます。

以上のことから、災害による建物等のがれきや避難所からのごみ・し尿問題に対して、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止し、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための基本的事項について定めることを目的として、「門真市災害廃棄物処理計画」を策定します。

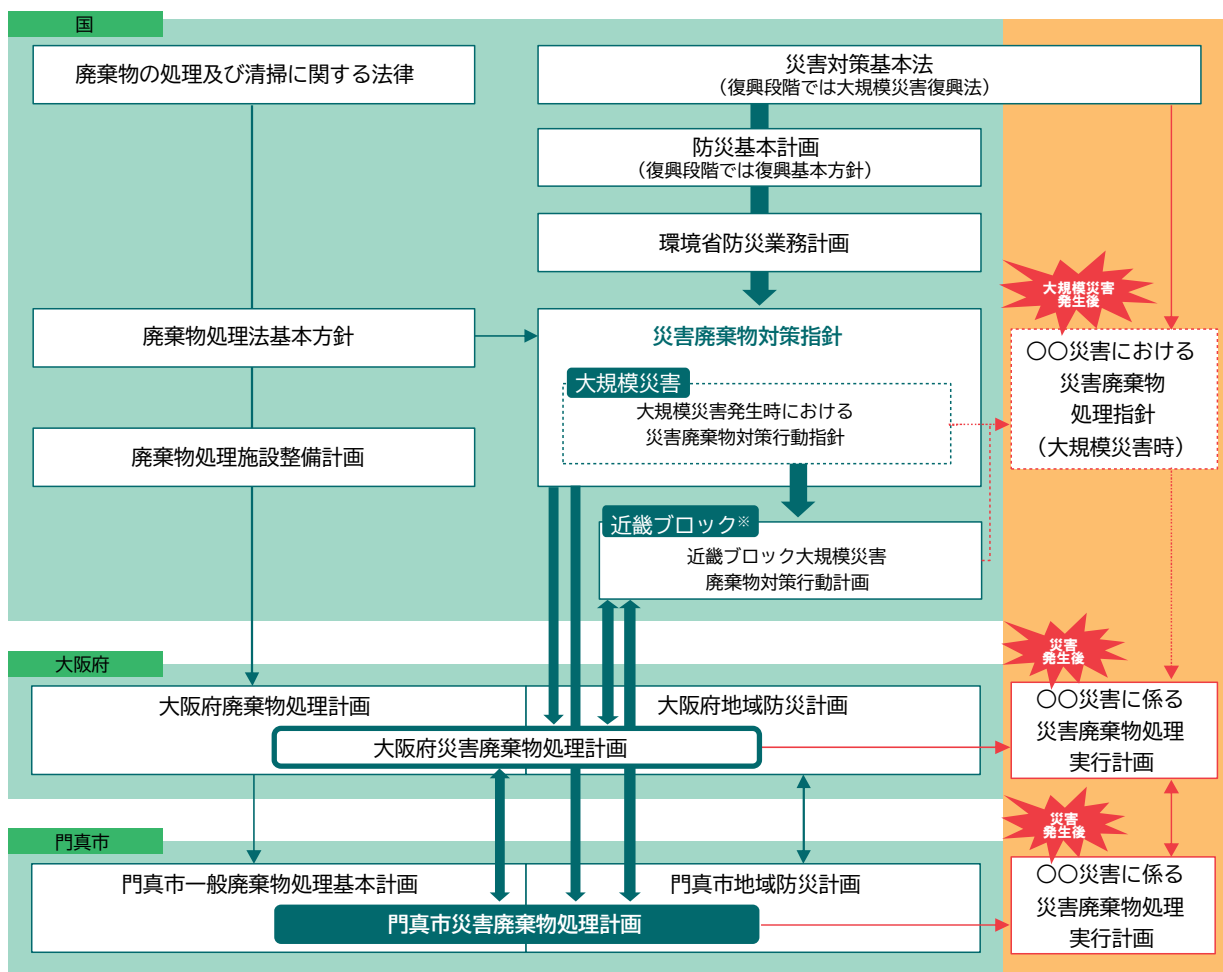
今後は、本計画に基づき「門真市災害廃棄物処理実施要領」を定め、災害廃棄物処理に係る関係主体との情報共有と教育・訓練を重ねることにより、災害廃棄物処理の対応能力の向上を図ります。

第2章 計画の位置付け

本計画は、地方公共団体が災害廃棄物処理計画を作成するにあたっての基本的事項をとりまとめるために環境省が平成30(2018)年3月に策定した「災害廃棄物対策指針」に基づき、関連する法律、計画と整合を図りつつ本市の災害廃棄物処理を行うための計画として位置付けます。

なお、本計画の位置付け及び災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付けは次に示すとおりです。

また、災害発生時には情報収集を行った上で、本計画に基づき災害廃棄物の発生量推計や具体的な処理体制等の検討を行い、災害廃棄物処理実行計画を策定し、処理を実行します。



※ 地域ブロック：地域の災害廃棄物対策を強化すべく、環境省地方環境事務所が中心となって、地域において廃棄物の処理に関わり得る自治体や事業者等に、広く参画を呼び掛け、地域ブロック協議会または連絡会を全国8か所に設置。本市は大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会に参画。

出典：災害廃棄物対策指針(改定版)(平成30(2018)年3月 環境省)より、一部編集

図5-1 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置づけ

第3章 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物処理計画における基本方針は、以下のとおりとします。

《基本方針1》 災害廃棄物処理体制の整備

災害時において発生する廃棄物の処理に迅速かつ的確に対応していくため、平常時から災害廃棄物処理体制を整備します。

《基本方針2》 災害廃棄物の衛生的かつ計画的な処理の実施

災害で発生した廃棄物は膨大かつ様々な種類のものが想定されることから、特に衛生面に配慮した計画的な処理を実施することをめざします。

《基本方針3》 災害廃棄物処理に関する情報周知・教育活動の推進

災害時に市全体で対応できるように、平常時から災害廃棄物処理に関する情報周知や教育活動を行います。

第4章 災害廃棄物処理に係る基礎的事項

第1節 計画の対象

(1) 対象とする災害

本計画では、地震災害、風水害その他自然災害を対象とします。地震災害については地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火災・爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とします。風水害については、竜巻等の風による被害の他、大雨、台風、雷雨等による多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れ等の被害を対象とします。

(2) 対象とする廃棄物

災害時には、通常生活で家庭から排出される生活ごみ及び事業活動に伴って排出される廃棄物の処理に加えて、避難所ごみや仮設トイレ等のし尿、災害廃棄物(片付けごみを含む)の処理が必要となります。本計画で対象とする廃棄物及びその性状は下表に示すとおりです。

ただし、事業系廃棄物は、廃棄物処理法第22条に基づく国庫補助の対象となった事業者の事業場で災害に伴い発生したものを除き、原則、事業者が処理を行うものとします。

表5-1 本計画で対象とする廃棄物

災害廃棄物		概要	本計画の 対象
一 般 廃棄物	し尿※ ¹	被災施設の仮設トイレからのし尿	○
		通常家庭のし尿	
	生活ごみ※ ¹	被災した住民の排出する生活ごみ	○
		通常生活で排出される生活ごみ	
	避難所ごみ※ ¹	避難施設で排出される生活ごみ	○
	災害に起因する 廃棄物	道路啓開や救助搜索活動に伴い生じる廃棄物	○
		損壊家屋等から排出される家財道具(片付けごみ)	○
		損壊家屋等の撤去等で発生する廃棄物	○
		その他	○
	事業系 一般廃棄物	被災した事業場からの廃棄物※ ²	○
事業活動に伴う廃棄物(産業廃棄物を除く)			
産業廃棄物		廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物	

※1 生活ごみ、避難所ごみ及びし尿(仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く)は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。

※2 災害の程度や排出量により本市としての対応を検討する。

注)廃棄物処理法第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

表5-2 対象とする災害廃棄物の構成

可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃系の廃棄物 ※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
廃家電(4品目)	被災家屋から排出される家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
小型家電/その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA(クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物)・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。 太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む)、漁網、石こうボード、廃船舶(災害により被害を受け使用できなくなった船舶)など

注1. 上記は選別後の分類であり、災害時には上記のものが混合状態で発生する場合が多い。

注2. 災害廃棄物の処理・処分は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象であるが、生活ごみ、避難所ごみ及びし尿(仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く)は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。

出典：災害廃棄物対策指針(改定版)(平成30(2018)年3月 環境省)

(3) 被害想定に基づく災害廃棄物の発生量

災害廃棄物発生量の推計は、災害の規模(被害棟数により区分)や対象とする廃棄物(災害廃棄物全体量、片付けごみ発生量、津波堆積物)、災害の種類(地震災害(揺れ)、地震災害(津波)、水害、土砂災害)に応じて推計方法を採用します。

表5-3 推計式の種類とその適用範囲

種類	区分	地震災害 (揺れ)	地震災害 (津波)	水害	土砂災害
災害廃棄物 全体量	住家・非住家全壊棟数10棟未満	3,000 t	3,000 t	900 t	3,000 t
	住家・非住家全壊棟数10棟以上	推計式【1】			
片付けごみ 発生量	住家・非住家被害棟数1,000棟未満	700 t 程度		500 t 程度	
	住家・非住家被害棟数1,000棟以上	推計式【2】			
津波堆積物	－	－	推計式【3】	－	－

注)各推計式については、出典資料にて確認のこと。

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技14-2】災害廃棄物等の発生量の推計方法(令和5(2023)年4月改定 環境省)

表5-4 災害廃棄物全体量の推計に用いる各係数

項目	細目	記号	単位	地震 (揺れ)	地震 (津波)	水害	土砂災害
建物発生原単位	木造建物	a 1	t / m ²	0.5			
	非木造建物	a 2		1.2			
延べ床面積	木造建物	A 1	m ² /棟	87.8			
	非木造建物	A 2		400.0			
解体棟数の木造、 非木造の割合	木造：非木造	r 1：r 2	%	88.0：12.0			
建物解体率	全壊	b 1	—	0.75	1.00	0.5	
	半壊※	b 2	—	0.25 (0)	0.25 (0)	0.1 (0)	
片付けごみを含む 公物等発生原単位	全壊棟数	C P	t / 棟	53.5	82.5	30.3	164

※市町村が半壊建物の解体廃棄物を処理しない場合は半壊建物解体率をゼロに設定するなど実態に合わせて半壊建物解体率を修正することとする。

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技14-2】災害廃棄物等の発生量の推計方法(令和5(2023)年4月改定 環境省)

表5-5 片付けごみ量の推計に用いる各係数

項目	細目	記号	地震 (揺れ)	地震 (津波)	水害	土砂災害
発生原単位(t / 棟)	—	c	2.5		1.7	

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技14-2】災害廃棄物等の発生量の推計方法(令和5(2023)年4月改定 環境省)

表5-6 地震における災害廃棄物の組成

廃棄物種類	構成比
柱角材	15.3%
可燃物	5.4%
不燃物	30.0%
コンクリートがら	48.5%
金属くず	0.8%
合 計	100.0%

※1 平成28(2016)年熊本地震における災害廃棄物処理の記録(平成31(2019)年3月、熊本県)

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技14-2】災害廃棄物等の発生量の推計方法(令和5(2023)年4月改定 環境省)

①地震

想定する災害は、大阪府災害廃棄物処理計画で対象としている上町断層帯地震等及び南海トラフ巨大地震とします。

当該計画による上記地震の被害想定に基づいて、表5-4、表5-5で示した係数から試算される、門真市における災害廃棄物発生量は下表のとおりです。これによると、上町断層帯地震等関連では最大で約163万t(生駒断層帯地震)、南海トラフ巨大地震では約30万tの災害廃棄物が発生すると推計されています。

本計画は、そのような膨大な量の災害廃棄物が発生する可能性のあることを前提に必要な対応を定めます。なお、被害想定や推計方法が更新された際には、新たな情報に基づき、発生量の見直しを行います。

表5-7 被害想定に基づく門真市の災害廃棄物等発生推計量(地震)

想定地震 被害内容	上町断層帯 地震A	上町断層帯 地震B	生駒断層帯 地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震	東南海・ 南海地震	南海トラフ 巨大地震
気象庁 マグニチュード	7.5～7.8	7.5～7.8	7.3～7.7	7.3～7.7	7.7～8.1	7.9～8.6	最大9.1
計測震度	4～7	4～7	4～7	3～7	3～7	4～6弱	5弱～6強
建物被害							
全壊(棟)	8,105	687	11,358	982	12	330	1,314
半壊(棟)	7,783	1,435	8,574	1,985	31	753	5,762
災害廃棄物発生量(t)	1,205,836	120,839	1,633,692	171,145	2,284	59,549	303,710
解体由来(t)	772,218	84,085	1,026,039	118,608	1,642	41,894	233,411
公物等量(t)※	433,618	36,755	607,653	52,537	642	17,655	70,299
種類別内訳(t)	1,205,836	120,839	1,633,692	171,145	2,284	59,549	303,710
柱角材(t)	184,493	18,488	249,955	26,185	350	9,111	46,468
可燃物(t)	65,115	6,525	88,219	9,242	123	3,216	16,400
不燃物(t)	361,751	36,252	490,108	51,344	685	17,865	91,113
コンクリートがら(t)	584,830	58,607	792,340	83,005	1,108	28,881	147,299
金属くず(t)	9,647	967	13,070	1,369	18	476	2,430

※片付けごみ及び公物等をいう。なお、公物等とは、道路、公園等の公共施設から排出される災害廃棄物及び土砂・流木等のこと。

第1部

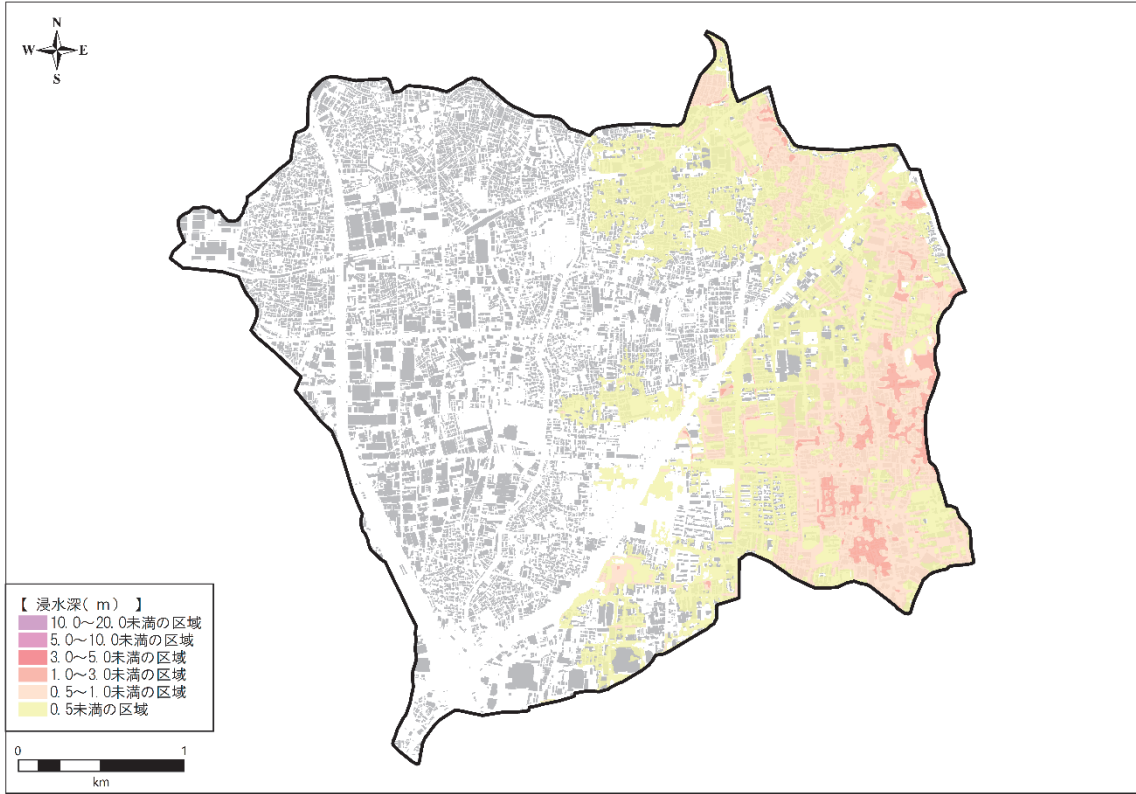
②水害

水害に伴う推計では、淀川水系寝屋川流域の洪水浸水想定区域図と建物データ・世帯数情報を重ね合わせた建物の被害状況を用いて、災害廃棄物発生量の推計を行いました。被害状況の想定に使用されたデータは表5-8、門真市の洪水浸水想定区域と建物データの重ね合わせ図は図5-2に示すとおりです。

表5-8 本推計に使用したデータ

第2部

項目		出典等
浸水データ	淀川水系寝屋川流域(寝屋川・第二寝屋川・恩智川・平野川・平野川分水路・古川・楠根川・城北川)	大阪府洪水浸水想定区域図 (GISデータを大阪府から提供)
建物データ		基盤地図情報ダウンロードサービス
世帯数		政府統計の総合窓口(e-Stat) 令和2年国勢調査結果



出典：令和4年度災害廃棄物処理実効性確保モデル事業(門真市)報告書(環境省)

図5-2 門真市の洪水浸水想定区域と建物データの重ね合わせ図

a. 建物被害想定

建物被害の整理結果は下表に示すとおりで、床下浸水11,227棟、床上浸水8,115棟、半壊3棟、全壊0棟となります。

表5-9 建物被害

被害区分	被害数
床下浸水	11,227 棟
床上浸水	8,115 棟
半壊	3 棟
全壊	0 棟

出典：令和4年度災害廃棄物処理実効性確保モデル事業(門真市)報告書(環境省)

b. 災害廃棄物発生量

寝屋川流域の河川が氾濫した場合では、32,887 tの災害廃棄物が発生すると推計されます。

第2節 各主体の役割

(1) 門真市

災害廃棄物は一般廃棄物に位置付けられるものであり、その処理は、本市が主体となって処理を行います。本市が被災していない場合は、被災市町村からの要請に応じて、人材及び資機材の応援を行うとともに、被災地域の災害廃棄物の受入を積極的に行います。

(2) 大阪府

府は、処理主体である本市が適正に災害廃棄物の処理を行えるよう、被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行います。

また、災害により甚大な被害を受けて被災市町村の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合等、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定に基づき、本市が府へ事務の委託を行った場合には、本市に代わって、府が直接、災害廃棄物の処理の一部を担うことがあります。

(3) 民間事業者等

民間事業者は、事業場から排出される廃棄物の適正処理と円滑かつ迅速な処理に努めます。本市や府と災害時の協力協定を締結している関係機関・関係団体は、本市や府の要請に応じて速やかに支援等に協力する等、その知見及び能力を活かした役割を果たすよう努めます。また、危険物、有害物質等を含む廃棄物その他の適正処理が困難な廃棄物を排出する可能性のある事業者は、これらの適正処理に主体的に努めます。

(4) 市民・ボランティア

本市が災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することができるよう、市民及びボランティアは「災害ごみの扱い方について」及び「ボランティア向け災害ごみ処理ハンドブック」に基づき、片付けごみ等の災害廃棄物の排出段階での分別の徹底等、一定の役割を果たすよう努めます。またボランティアは、本市と連携して被災家屋の後片付け等の被災者支援を行います。

第3節 処理目標期間の設定

(1) 生活ごみ・避難所ごみ・し尿

災害時は、まず生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬・処理を優先します。発災後、廃棄物処理体制に係る支障を確認し、速やかに生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集・処理を再開します。

(2) 災害廃棄物

早期の復旧・復興に向け、災害廃棄物の処理は可能な限り早期の完了をめざします。

腐敗性の廃棄物は初動期において最優先で処理します。

木材、金属くず、コンクリートがら、廃家電、廃自動車は、排出され次第、仮置場のスペースを確保するためにも早急に処理先や復興事業先へ搬出して処理します。

処理目標期間は、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて適切に設定するが、大規模災害においても3年以内の処理完了をめざします。なお、処理期間について国の指針が示された場合は、その期間との整合性を図り設定します。

第4節 災害廃棄物処理実行計画の策定

災害発生後は、環境省が策定する「災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」や本計画を基に、地域の実情や被害状況を速やかに把握し、関係者と情報を共有しながら処理の全体像を整理したうえで処理の基本方針を含む災害廃棄物処理実行計画を策定します。

なお、実行計画策定の参考として、【参考1 災害時における廃棄物対応の流れ】、【参考2 災害時に発生する廃棄物の処理の流れ】、【参考3 仮置場の確保】を具体的に示します。

また、復旧・復興後には策定した実行計画を基に本計画を見直し、今後の災害に備え実効性を高めていくこととします。

【参考1 災害時における廃棄物対応の流れ】

生活ごみ、避難所ごみ、し尿を含む、災害時において発生する廃棄物対応の大きな流れを示します。

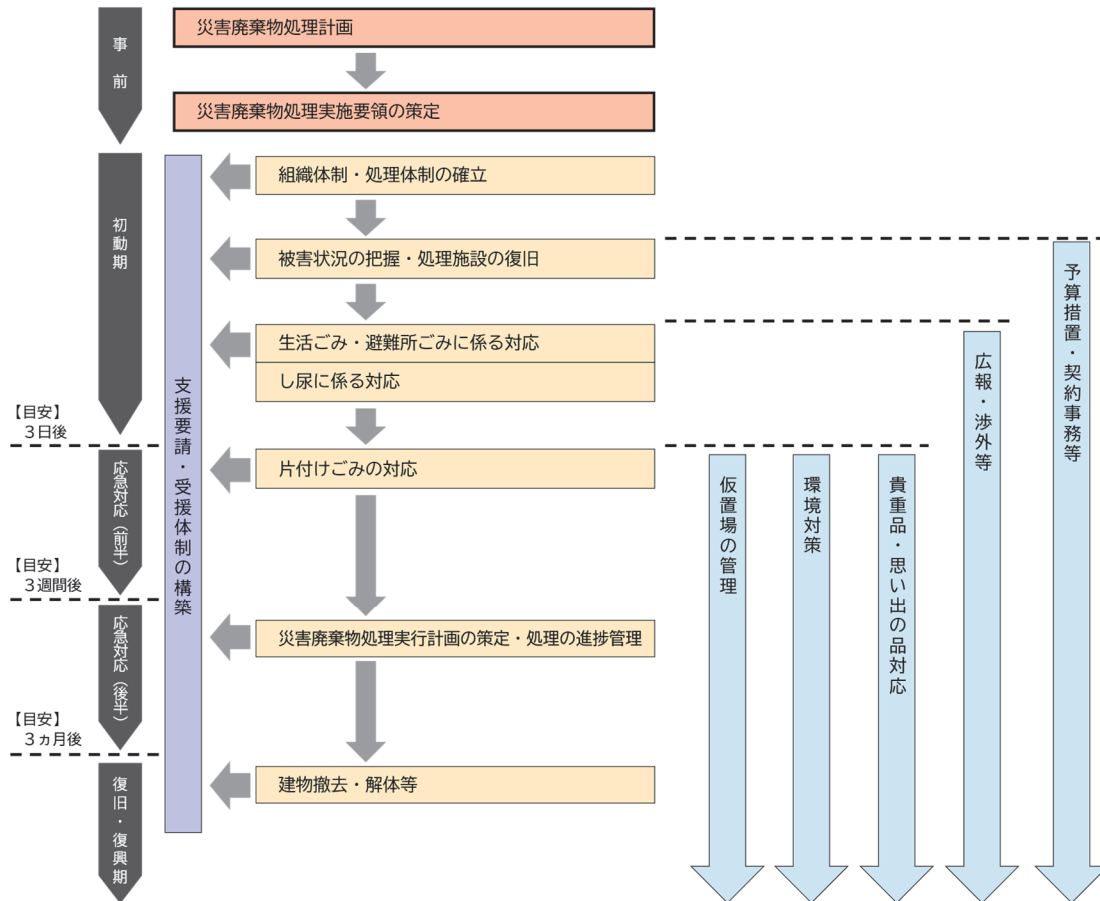


図5-3 廃棄物対応の基本的な流れ

表5-10 発災後の時期区分と特徴

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う。)	発災後数日間
応急対応 (前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害時の廃棄物を処理する期間)	～3週間程度
応急対応 (後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物等の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～3ヶ月程度
復旧・復興期	避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務が進み、災害廃棄物等を本格的に処理する期間)	～3年程度

出典：災害廃棄物対策指針(改定版)(平成30(2018)年3月 環境省)

(1) 組織体制・処理体制の確立

廃棄物部局が中心となり、廃棄物処理のための組織体制及び処理体制を確立します。庁内の組織体制の確立に当たっては、庁内で職員の応援を受けることも含め、災害対策本部や建設・土木部局等の関係部局と連携します。

(2) 被害状況の把握・処理施設の復旧

災害対策本部が集約する損壊家屋の被害棟数(全壊、半壊、床上浸水、床下浸水)を把握します。

また一部事務組合等の廃棄物処理施設の管理者へ連絡し、廃棄物処理施設の被災状況を確認します。廃棄物処理施設が被災している場合には、復旧作業を実施又は依頼します。

(3) 生活ごみ・避難所ごみに係る対応、し尿に係る対応

平時と同様に生活ごみを収集し、焼却施設へ運搬して処理を行うとともに、避難所ごみについても同様の対応を行います。また使用済みの携帯トイレへの対応や、仮設トイレが設置された場合にはその設置場所を把握し、し尿の汲み取り・処理を行います。

(4) 片付けごみへの対応

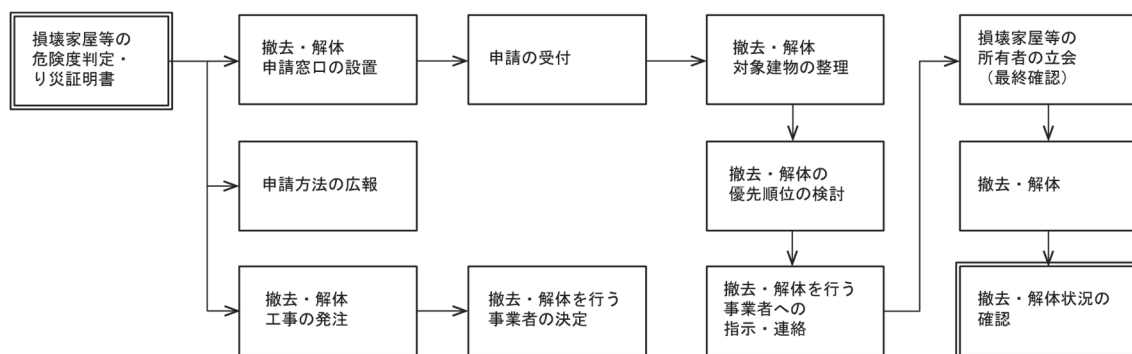
市民が自宅を後片付けすることによって生じる家具・家財や廃家電等の廃棄物を仮置場で保管し、処理先へ搬出します。片付けごみが道路上に排出された場合には、パッカー車や平ボディ車により収集し、一次仮置場まで運搬します。

(5) 災害廃棄物処理実施要領の策定・処理の進捗管理

災害発生時に被害の状況を速やかに把握して対応できるよう、あらかじめ、災害廃棄物処理実施要領を策定し、必要に応じて見直しを行います。

(6) 公費による損壊した家屋の撤去(必要に応じて解体)

本市が主体となって、災害によって損壊した家屋の撤去(必要に応じて解体)を行う場合は、建設・土木部局や建設事業者等と連携し、倒壊のおそれのある家屋を優先する等、優先順位をつけて作業を進めます。



出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技19-2】公費解体に係る事務手続き(令和2(2020)年1月改定 環境省)より、一部編集

図5-4 本市が対応する場合の損壊家屋等の撤去等の流れ

(7) 支援要請・受援体制の構築

人員や必要な資機材が不足する場合には、協定等を活用して大阪府や他市町村、民間事業者等へ支援を要請します。被災自治体の廃棄物部局では支援を受け入れるための体制(受援体制)を構築します。

(8) 仮置場の管理

被災現場から搬出されてくる災害廃棄物は、ごみの種類に応じて仮置きし、焼却処理・リサイクル・最終処分ができるよう選別や破碎等を行います。

(9) 環境対策

災害廃棄物の積み上げに伴う蓄熱火災の発生防止や粉じん・騒音・振動、悪臭・害虫対策等、必要な環境対策を行います。

(10) 貴重品・思い出の品対応

廃棄物の中から貴重品が出てきた場合には警察に届け出ます。思い出の品は適切に保管し、持ち主に返却します。

(11) 広報・渉外等

災害廃棄物の排出方法や分別に関して、市民や事業者へ広報を行います。また支援を受け入れたり、処理を依頼したりするため、支援者や処理先との交渉を行います。

(12) 予算措置・契約事務

災害廃棄物処理のための事業費を確保します。また災害廃棄物等の処理処分に必要な処理事業者との契約事務を行います。

【参考2 災害時に発生する廃棄物の処理の流れ】

(1) 災害時の生活ごみ・避難所ごみの処理の流れ

被災地域における生活ごみ及び避難所ごみは、平時と同様の区分で収集し、パッカー車等で処理施設へ搬入して処理します。焼却施設や破砕処理施設から生じる焼却残渣や不燃残渣等は最終処分します。焼却施設や収集運搬車両の被災状況によっては、生活ごみの収集頻度を一時的に変更する等の対応を行います。

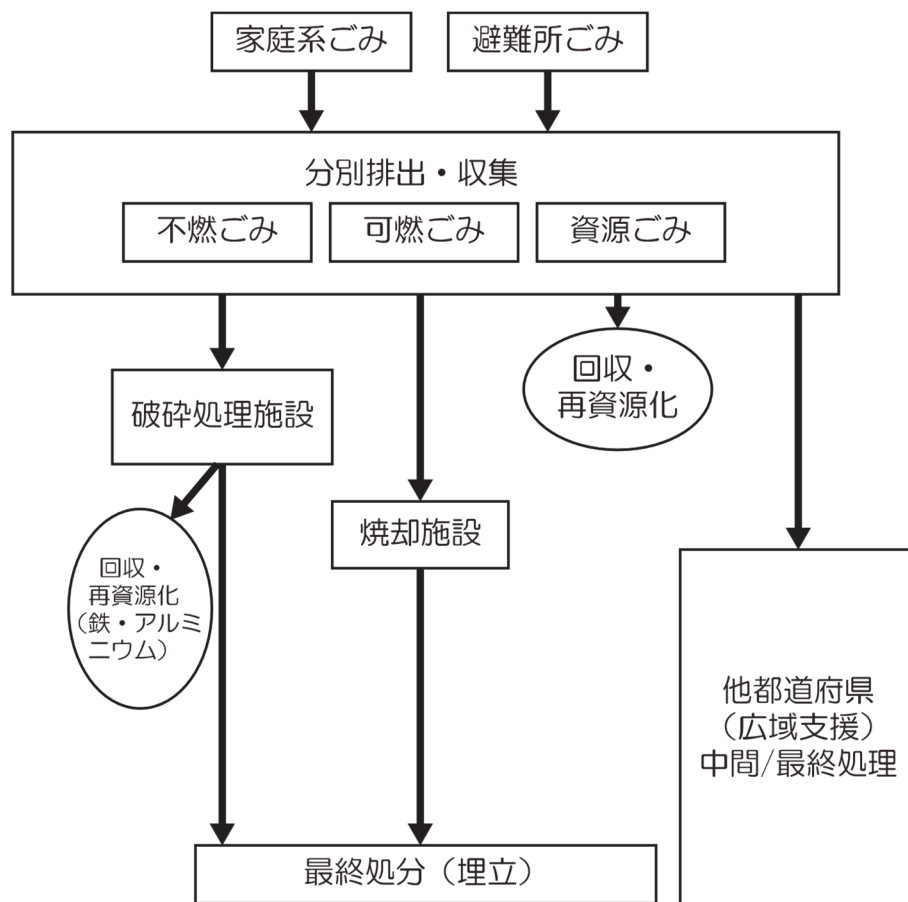


図5-5 災害時の生活ごみ・避難所ごみの処理の流れ

(2) 災害時のし尿処理の流れ

し尿はバキューム車で収集し、し尿処理施設や下水処理施設へ運搬して処理するほか、災害用マンホールトイレや下水道へ直接投入します。

携帯トイレ等は、ビニール袋に入れて平ボディ車またはダンプ車で収集し、焼却施設へ搬入して焼却処理します。携帯トイレは含水率が高いことが想定され、偏って焼却施設に搬入された場合には処理に支障をきたす懸念があることから、施設管理者と適宜対応を協議し、受入体制を整備します。

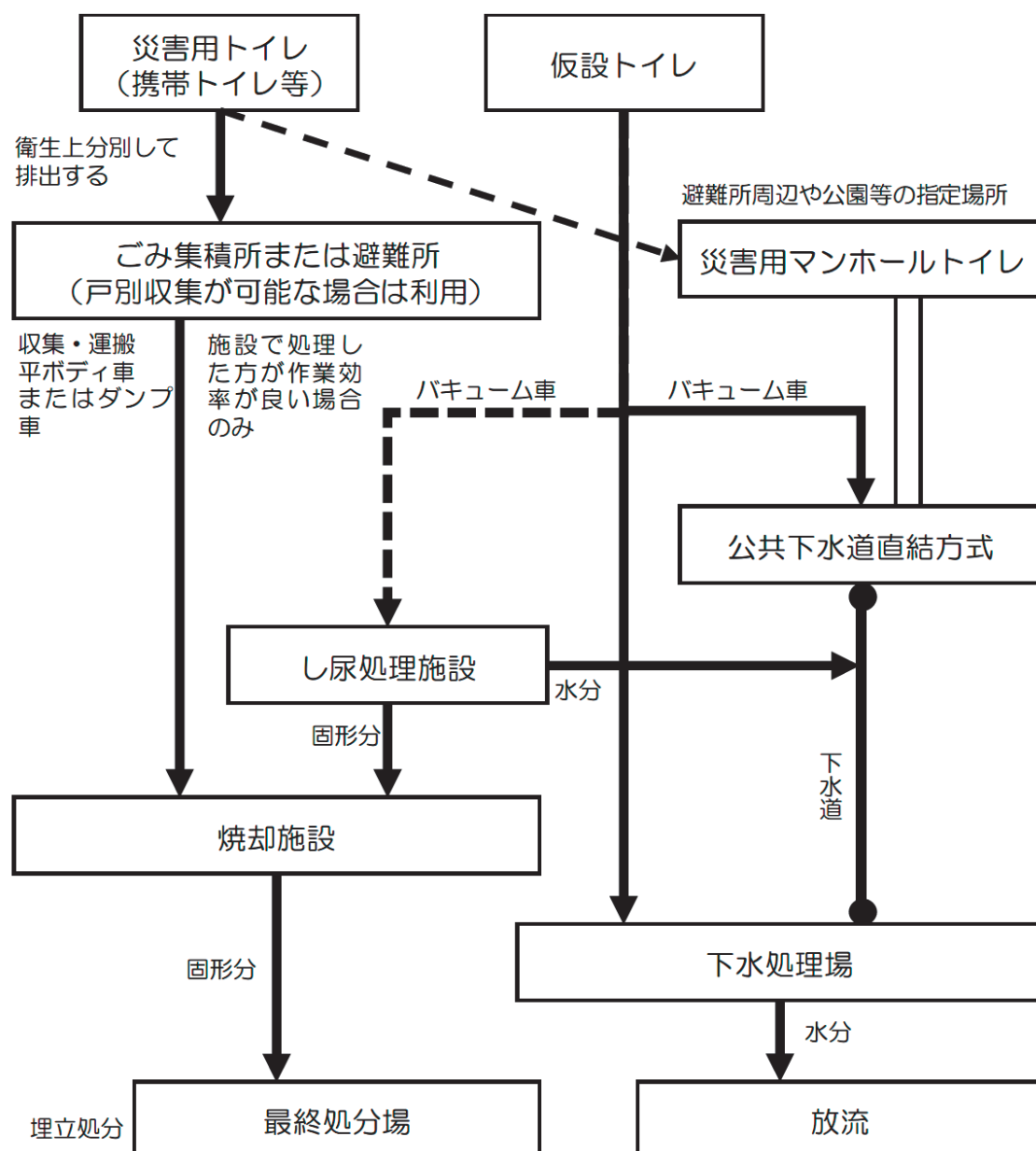


図5-6 災害時のし尿処理の流れ

(3) 災害に起因する廃棄物の処理の流れ

市民が被災した自宅の片付けを行った際に排出される片付けごみ及び損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)等で発生する廃棄物は、処理先への搬出までの間、一次仮置場で一時的に保管します。

また、必要に応じて二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所を設置し、管理します。二次仮置場に仮処理施設を設置した場合は、一次仮置場等から搬入される廃棄物を破碎・選別し、資源化や焼却等を行います。なお、損壊家屋等の撤去等で発生する廃棄物は、災害規模によっては、一次仮置場を経由せずに二次仮置場に直接搬入します。

廃棄物は極力資源化し復興資材として活用する事としますが、再資源化できない廃棄物については、焼却等の処理により減容化した後、適切に最終処分します。

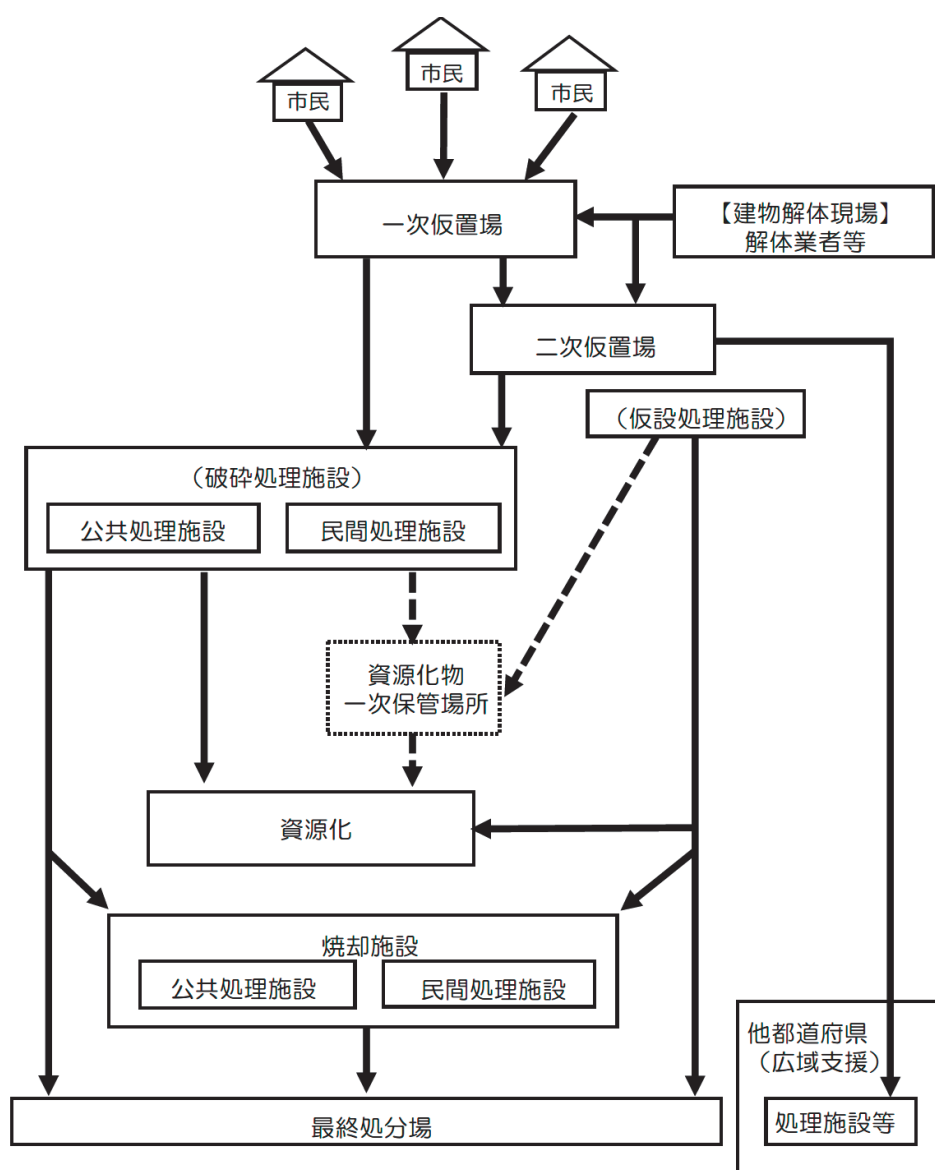


図5-7 災害に起因する廃棄物の処理の流れ

表5-11 仮置場等の説明

用語	説明
一次仮置場	市民が直接持込みした災害廃棄物を集積し、分別後、処理施設又は二次仮置場まで搬出するまでの間、保管するため市が設置する仮置場。
二次仮置場	一次仮置場の災害廃棄物を、再度分別した後、破碎又は焼却等の処理をするまでの間保管する仮置場で仮設の破碎処理施設や資源物の一時保管場所を併設することもある。

① 道路啓開や救助搜索活動に伴い生じる廃棄物

土木班は、緊急交通路を確保するため、民間事業者等の協力を得て市道の道路啓開作業を行います。道路啓開に必要なショベル、ブルドーザー等については、民間事業者等から調達します。

道路啓開や救助搜索活動に伴い生じる廃棄物については、各主体と協議の上、対応を検討します。

② 損壊家屋等から排出される家財道具(片付けごみ)

片付けごみは発災後の初期段階から排出されます。特に水害の場合は、片付けごみが発災翌日から排出されることもあり、水分を多く含んでいるため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生することを考慮しつつ、迅速に対応します。

原則として、片付けごみは市民が一次仮置場に搬入することとしますが、意図していない場所に片付けごみ等が集積されている状況が見られる場合には、適宜、巡回して場所を把握・確認し、対応を検討します。

市が対応できず市民の生活環境保全上の支障が生じうる場合は、府を含めた他自治体、環境省、自衛隊、ボランティア、民間事業者等に協力を要請し、連携して対応します。

③ 損壊家屋等の撤去等で発生する廃棄物

損壊家屋等の撤去等は原則として損壊家屋等の所有者が実施するものとします。ただし、倒壊の恐れがあるなど二次災害の起因となる損壊家屋等については、本市と損壊家屋等の所有者が協議・調整の上、本市が撤去等を実施する場合があります。また、災害の規模により国が特例措置を講じた場合は、本市が主体となって撤去等(解体については必要な場合のみ)を行います。

なお、公共施設や大企業の建物の撤去についてはそれぞれの管理者の責任で実施するものとします。

適正処理や処理期間の短縮等に有効であるため、損壊家屋等の撤去段階から分別を実施し、仮置場等への搬入は、撤去業者がダンプ車等で行うものとします。

④ その他

土砂、流木等の取り扱いについて、災害廃棄物対策指針で次のとおり示されています。

※ 道路、河川、港湾、海岸、農地に堆積している土砂、流木、火山噴出物については、基本的に各管理者が復旧事業の中で処理する。ただし、これらが民地等に堆積し損壊家屋等と混在している場合は、市区町村は環境省及び都道府県と相談した上で対応方法について検討する。

※ 災害後に事業活動を再開する際に発生する廃棄物等（被災した事業所の撤去に伴う廃棄物や敷地内に流入した土砂や流木等）については、原則として事業者責任で処理する。

出典：災害廃棄物対策指針(改定版)(平成30(2018)年3月 環境省)

⑤ 事業系一般廃棄物(被災した事業場からの廃棄物)

原則、排出事業者の責任において適正処理を行うものとします。

【参考3 仮置場の確保】

災害廃棄物の処理の準備が整うまでの間、仮置場で適正に廃棄物を保管します。仮置場での廃棄物の保管に当たっては、その後の処理に影響を来さないよう、廃棄物の種類毎に分別し、仮置き・保管します。

(1) 一次仮置場の必要面積

「第1節(3)被害想定に基づく災害廃棄物の発生量」で示した災害廃棄物の発生量を基に、最大限必要となる一次仮置場の必要面積を推計すると、最も発生確率の高いとされる南海トラフ巨大地震の場合で約151千㎡必要となります。

なお、詳細な必要面積等については今後検討するものとします。

【仮置場の必要面積の算定方法(最大で必要となる面積)】

面積(㎡) = 集積量 ÷ 見かけ比重 ÷ 積み上げ高さ × (1 + 作業スペース割合)

本市必要面積(㎡) = 377(千㎡) ÷ 5 × 2 = 151(千㎡)

可燃物 (0.4 t / ㎡) : 可燃物 + 柱角材 = 63(千 t) = 158(千㎡)

不燃物 (1.1 t / ㎡) : 不燃物 + コンクリートがら + 金属くず = 241(千 t) = 219(千㎡)

作業スペース割合 : 1

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技18-2】仮置場の必要面積の算定方法(平成31(2019)年4月改定 環境省)

(2) 仮置場候補地の選定

仮置場の必要面積を考慮し、市内で偏りが生じないように、可能な限り地域毎に一次仮置場の候補地を選定します。なお、二次仮置場については、一次仮置場よりも広い面積の候補地を選定します。

仮置場候補地は、以下の点を考慮して選定します。

〔候補地の種類例〕

- ①公有地(市区町村、都道府県、国等が管理者)である公園、グラウンド、公民館等の駐車場、廃棄物処理施設の空地(駐車場、最終処分場跡地等)、港湾の空地
 - ②未利用工場用地等で、今後の用途が見込まれておらず、長期にわたって仮置場として利用が可能な民有地(借り上げ)
 - ③二次災害のリスクや環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域
- ※空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等としての利用が想定されている場合もあるが、調整によって仮置場として活用できる可能性もあるため、これらも含めて抽出しておく

〔選定時の留意点〕

- ・都市計画法第6条に基づく調査で整備された「土地利用現況図」を参考に仮置場の候補地となり得る場所の選定を行う方法も考えられる。
- ・候補地の合計面積が災害廃棄物処理計画上の必要面積に満たない場合は、「災害廃棄物対策指針 技術資料【技18-3】 仮置場候補地の選定に当たってのチェック項目」に示す条件に適合しない場所であっても、利用可能となる条件を付して候補地とするとよい。(例：街中の公園…リサイクル対象家電(4品目)等、臭気発生の可能性の低いものに限定した集積場として使用する等)
- ・災害廃棄物対策指針 技術資料【技18-3】表1を参考に、災害時の実効性を確保するため、事前に現地確認をしておくことが望ましい。
- ・仮置場の候補地の所有者に対して、災害時における仮置場としての利用について事前に理解を得ておくことが望ましい。

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技18-3】仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項
(令和5(2023)年1月改定 環境省)より、一部編集